

関税法施行令（昭和29年政令第150号）第92条第1項第2号及び同条第2項並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号。以下「輸徴令」という。）第30条第1項第2号及び同条第2項の規定に基づき、特定輸出者及び特例輸入者（下記1. の対象官署における輸出申告又は輸入申告の手続を自ら行う者に限る。）並びに認定通関業者（以下「認定通関業者等」という。）が行うカルネによる輸出申告及び輸入申告（以下「カルネ申告」という。）に係る所轄の特例について以下のとおり定め、令和3年4月1日より施行することとしたので、関税法施行令第92条第5項及び輸徴令第30条第5項の規定により公告する。

令和3年3月29日

東京税関長 榎本直樹

1. 対象官署

東京税関本関、大井出張所

2. カルネ申告の所轄の特例

上記1. の対象官署の管轄区域内に蔵置される貨物であつて、認定通関業者等がカルネ申告を行う場合において、認定通関業者等が、事業所・営業所ごとに、当該貨物の蔵置場所を管轄する税関官署（下記3. において「蔵置官署」という。）以外の対象官署に対してカルネ申告をすることについてあらかじめ税関に申出があったときは、対象官署の管轄区域に関わらず、当該申出に基づく税関官署（下記3. において「申告官署」という。）において、そのカルネ申告に係る手続を行うものとする。

なお、この場合において、関税法（昭和29年法律第61号）第19条の規定に基づく税関官署の開庁時間以外の時間に本関以外の対象官署に対して行うカルネ申告は、同法第98条の規定により開庁時間以外の時間に事務を執行することとされた場合を除き、本関において行うものとする。

3. カルネ申告に係る貨物の検査及び貨物確認

上記2. により行うカルネ申告に係る貨物の検査及び貨物確認は、原則、蔵置官署において行うものとする。ただし、当該貨物の貨物確認については、申告官署の長が必要と認めるときは、当該申告官署において行うことができるものとする。